

答申第 82 号

平成14年2月27日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成10年6月18日付け医整第164号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成10年5月5日付けで異議申立人から提起された平成10年4月16日付け医整第50号で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした部分のうち、別表2に掲げる情報については公開すべきであるが、その余の部分については、実施機関の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成10年4月16日付け医整第50号で行った「平成7年6月20日付け並びに平成9年5月8日付け病院開設許可事項中一部変更許可申請書（学校法人慈恵大学の許可申請書）」（以下「本件文書」という。）の公文書部分公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

実施機関が、本件文書のうち、非公開とした部分は、以下のとおり、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第2号ただし書イ及びハ、並びに第3号ただし書イに該当するから公開すべきである。

ア 旧条例第11条第2号該当性について

(ア) 本件文書のうち、「医師・薬剤師・看護婦等勤務従事者名簿」は、医療法第14条の2の規定により、医師、薬剤師、看護婦等勤務従事者の管理者の氏名（同条第1項第1号）及び診療に従事する医師の氏名（同項第2号）は院内掲示義務がある。また、それ以外の勤務従事者についても、病院内ではネームプレートを付けていることから、旧条例第11条第2号ただし書イに該当し公開すべきである。

(イ) 勤務従事者の住所、資格等は、旧条例第11条第2号ただし書ハに該当する。特に、医師、薬剤師、看護婦等勤務従事者は、患者の生命にかかる業務を行うことか

ら、公開することが公益上必要である。

イ 旧条例第11条第3号該当性について

- (ア) 市役所では、当該法人の「建物計画概要書」にある学校法人理事長印をすでに公開しているから、「当該法人の理事長の印影」は、旧条例第11条第3号ただし書イに該当する。
- (イ) 本件文書のうち、「変更概要」、「入院患者数調べ（平成9年）」、「外来患者数調べ（耳鼻咽喉科、耳鼻咽喉科及び眼科を除く、眼科、平成9年）」、「調剤数調べ（平成9年）」、「新旧対照表（平成7年）」、「各室の概要（平成7年）」、「建物平面図（平成7年）」の非公開部分は、旧条例第11条第3号ただし書イに該当し公開すべきである。
- (ロ) 本件文書のうち、「建物平面図」は、病院内に掲示されている。したがって、より詳しい建物平面図を公開しても問題はない。市販の建物雑誌には建物の平面図が掲載済みであるが、それによって、病院の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えたという事実は聞いたことがない。
- (ハ) 本件文書のうち、「医師・薬剤師・看護婦等勤務従事者名簿」は、旧条例第11条第3号ただし書規定の法令等によって医療法第14条の2（院内掲示義務）が適用される。氏名の院内掲示義務があるから、医師・薬剤師・看護婦等勤務従事者の管理者の氏名（同条第1項第1号）及び診療に従事する医師の氏名（同条第1項第2号）は、旧条例第11条第3号ただし書イに該当し公開しなければならない。管理者及び診療に従事する医師以外の勤務従事者も病院内でネームプレート（フルネーム）を付けており、院内で公開されているから、氏名を公開しても問題はない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

(1) 病院開設許可について

病院を開設するに当たっては、医療法第7条により都道府県知事の許可を要することとされており、病院を開設した者が、病床数、病床種別、その他厚生省令で定める事項を変更しようとするときも同様である。厚生省令では、病院の有すべき最低基準として、管理者、一定数の医師、歯科医師、薬剤師、看護婦及びその他の所定の従業者、並びに診療室、処置室、手術室、エックス線装置、調剤所等の施設の構造設備基準が定められ

ており、これらの要件に適合するときは、知事は許可を与えなければならないとされている。

(2) 本件文書について

本件文書は、東京慈恵会医科大学附属柏病院に係る平成9年5月8日付け及び平成7年6月20日付けの「病院開設許可事項中一部変更許可申請書」に添付された書類であり、申請書（平成7年及び9年）、医師・薬剤師・看護婦等勤務従事者名簿（平成9年）、新旧対照表（平成7年）、各室の概要（平成7年）、入院患者数調べ（平成9年）、外来患者数調べ（耳鼻咽喉科、耳鼻咽喉科及び眼科を除く、眼科—平成9年）、調剤数調べ（平成9年）、建物平面図（平成7年）から構成されている。

(3) 非公開決定の理由について

以下のとおり、本件文書は、旧条例第11条第2号及び第3号に該当し、部分的に公開しないことができる文書である。

ア 旧条例第11条第2号該当性について

(7) 旧条例第11条第2号本文は、「個人に関する情報であつて特定個人が識別され、又は識別され得るもの」と規定する。本件文書のうち、「病院開設許可事項中一部変更許可申請書（平成9年5月8日）」、「同（平成7年6月20日）」には、印鑑の印影等の情報が記載されているが、これらの情報は、当該法人の関係者に係る情報であつて、特定個人が識別され、又は識別され得るものであることが明らかであり、旧条例第11条第2号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(4) 本件文書のうち、「医師・薬剤師・看護婦等勤務従事者名簿」には、資格、氏名、住所、生年月日、年齢、免許番号、登録年月日等の情報が記載されているが、これらの情報は、当該法人の関係者に係る情報であつて、特定個人が識別され、又は識別され得るものであることが明らかであり、旧条例第11条第2号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

以上のことから、これらの文書に記載された個人に関する情報については、公開することにより、当該法人に関わる特定個人が識別され、又は識別され得るものであることが明らかであるため、よって、これらの非公開部分は、旧条例第11条第2号本文に該当する情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 旧条例第11条第3号該当性について

旧条例第11条第3号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められるもの」と規定する。

(7) 本件文書のうち、「病院開設許可事項中一部変更許可申請書（平成9年5月8日）」、「同（平成7年6月20日）」の「変更概要」、「新旧対照表」、「各室の概要」には、当該病院の構造設備の変更予定、変更後の部屋の面積等が具体的に記載されているが、これらは、一般的に病院の改善計画として作成され、今後の構造設備の変更内容等を具体的に示し、通常具体的に公開されるものではない。したがって、これらの文書が公開されると、当該法人にとって、病院運営面で不利益となることが予想されることから、これらの情報が公開されることによって一般的に、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与える情報となる。

(4) 本件文書のうち、「建物平面図」には、当該法人が変更しようとする病院の現設計と新設計プランが記載されているが、これらには、医療法第21条、第23条及び医療法施行規則第16条、第20条に規定する施設の基準に関する情報や独自のデザイン等、設計技術上のノウハウに関する情報が記載されており、各図面が公開されると、同業他者等に利用されるおそれが予想されることから、これらの情報が公開されることによって、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与える情報となり、旧条例第11条第3号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

以上のことから、これらの文書に記載された当該法人の事業活動に関する情報については、公開することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるため、これらの非公開部分は、旧条例第11条第3号本文に該当する情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

ア 本件文書は、学校法人慈恵大学が、医療法第7条第2項の規定により、同法人が開

設する東京慈恵会医科大学附属柏病院の構造設備の変更を目的として、実施機関に提出した同病院に係る平成9年5月8日付け及び平成7年6月20日付けの「病院開設許可事項中一部変更許可申請書」に添付された書類であり、その構成は次のとおりである。

- (ア) 平成9年度病院（診療所）開設許可事項中一部変更許可申請書（以下「本件文書①」という。）
- (イ) 入院患者数調べ（平成9年）（以下「本件文書②」という。）
- (ロ) 外来患者数調べ（耳鼻咽喉科、耳鼻咽喉科及び眼科を除く、眼科—平成9年）（以下「本件文書③」という。）
- (ハ) 調剤数調べ（平成9年）（以下「本件文書④」という。）
- (ニ) 医師・薬剤師・看護婦等勤務従事者名簿（平成9年）（以下「本件文書⑤」という。）
- (ホ) 病院（診療所）開設許可事項中一部変更許可申請書（平成7年）（以下「本件文書⑥」という。）
- (ヘ) 新旧対照表（平成7年）（以下「本件文書⑦」という。）
- (ヘ) 各室の概要（平成7年）（以下「本件文書⑧」という。）
- (ケ) 建物平面図（平成7年）（以下「本件文書⑨」という。）

イ 本件文書のうち、実施機関が非公開とした部分は別表1記載のとおりである。

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 旧条例第11条第2号本文該当性について

本件文書⑤は、東京慈恵会医科大学附属柏病院に勤務する従事者の名簿である。同⑤に記録されている、氏名、住所、生年月日、年齢及び免許番号については、個人に関する情報であって特定個人が明らかに識別されるものであるから、本号本文に該当する。

一方、同⑤に記録されている、番号、資格、登録年月日、区分、担当科名、勤務日、勤務時間、一週間の勤務時間数、常勤者の勤務時間数、小数2位、現在の勤務場所（所在地）、備考の各情報は、特定個人が識別されるものではないから、本号本文には該当しない。

また、実施機関は、本件文書①及び同⑥に記録された印影が本号に該当するから非公開であるとしている。しかし、印影は法人の理事長印であるから、本号には該当

せず、実施機関が行った原処分判断は誤りである。

イ 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

本件文書⑤のうち、前記アで本号本文に該当するとした情報が本号ただし書に該当するか否か検討する。

(ア) 本号ただし書イ該当性について

異議申立人は、医療法第14条の2の規定により、医師、薬剤師、看護婦等勤務従事者の管理者の氏名（同条第1項第1号）及び診療に従事する医師の氏名（同項第2号）は、院内掲示義務があり、また、それ以外の勤務従事者についても、病院内ではネームプレートを付けていることから、本号ただし書イに該当するから公開すべきであると主張する。

しかし、医療法第14条の2の規定は、適切な医療情報を外来患者に分かり易いように表示する院内掲示義務を設けて、病院管理者の氏名、診療に従事する医師名及び曜日ごとの診療医師名を表示する義務を定めているのであって、当該法人内部の勤務従業者の氏名等がすべて記録されている名簿が、同法同条の趣旨を鑑みても院内掲示義務の対象となる文書ではない。本件文書⑤の構成も当該法人が外来患者に知らせるべき医師名を容易に識別できる程度に記録されておらず、何人でも閲覧することができるとする法令等の規定はないから、本号ただし書イには該当しない。

(イ) 本号ただし書ロ該当性について

本件文書⑤は、公表を目的としているものではないから、本号ただし書ロには該当しない。

(ウ) 本号ただし書ハ該当性について

異議申立人は、勤務従事者の住所、資格等についても、本号ただし書ハに該当し、特に、医師、薬剤師、看護婦等勤務従事者は、患者の生命にかかる業務を行うことから、公開することが公益上必要であると主張する。

しかし、本件文書⑤は、法令等に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は收受した情報であっても、当該法人に勤務する従業者に関する内部情報であるから、公共安全を確保するために公開することが必要である情報とは認められない。よって、本号ただし書ハには該当しない。

ウ 以上のとおり、本件文書⑤の実施機関が非公開とした情報のうち、氏名、住所、生

年月日、年齢及び免許番号については、旧条例第11条第2号に該当し、ただし書のいずれにも該当しないから、公開しないことができる情報であると判断する。

(3) 旧条例第11条第3号該当性について

ア 旧条例第11条第3号本文該当性について

本件文書に記録された情報は、法人等に関する情報であることは明らかであるから、以下、これら情報を公開した場合、「競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められるもの」に該当するか否かについて検討する。

(ア) 本件文書①及び同⑥で実施機関が非公開とした学校法人理事長の「印影」は、当該法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であると認められる。また、本件文書①及び同⑥に記録されている「変更概要」は、当該法人に係る営業上のノウハウ及び病院経営方針等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であると認められる。

なお、同⑥の「変更概要」のうち、実施機関が非公開とした「建物別名称」及び「階別」の情報については、すでに同⑦の「変更箇所」及び同⑧の「建物別名称」並びに「階別」で公開されていることから、実施機関が行った原処分の判断は誤りである。

(イ) 本件文書⑦で実施機関が非公開とした「変更箇所」、「変更前」、「変更後」及び「変更内容」並びに同⑧で実施機関が非公開とした「用途病室番号」及び「一室の床面積」は、当該法人内部の部屋の名称や床面積が具体的に記され、当該法人内部の設計上の部屋の用途及び広さを示す情報であるから、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

(ウ) 本件文書②及び同③で実施機関が非公開とした「実績数」、「対前年度比」、「予想数」、「予想数の対前年度比」、「予想数の算出の根拠」は、当該法人が備えている医療施設や医療技術等の病院経営上の努力によって、入院患者数が増減する性質の情報であり、また、同④で実施機関が非公開とした部分の情報は、当該法人の入院及び外来患者数の増減数によって、処方が必要とされる調剤数が増減する性質の情報であるから、当該法人の営業上のノウハウに関する情報及び病院経営方針等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であると認められる。

(エ) 実施機関が非公開とした本件文書⑨は、当該法人が変更しようとする病院の現設

計と新設計プランの情報が記録されており、市販の建物雑誌に掲載される平面図や外来患者等に対する診察科への明瞭な案内となる院内見取り図とは異なる詳細な図面である。換言すれば、院内見取り図は、病院によって、図上で患者や患者関係者等が容易に立入れない役員室などの部屋を掲示はしていても、当該部屋内部の設計状況については詳細な掲示はしていないのに対し、同⑨は、具体的な建築用の設計図面であり、すでに公表されている図面類とは詳細な点から相違する情報である。したがって、本件文書⑨は、独自の配置計画及びデザイン等、設計技術上のノウハウに関する情報であると認められる。

以上のとおり、実施機関が非公開とした本件文書①から同④まで及び同⑥から同⑨までに記録された情報は、本号本文に該当する。

イ 旧条例第11条第3号ただし書該当性について

前記アで本号本文に該当すると判断した情報は、当該法人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害や、違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障等の存在を窺わせるものとは認められないので、本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないものと判断する。

ウ 以上のとおり、前記アの、建物別名称及び階別部分の情報を除く本件文書①から同④まで及び同⑥から同⑨までの実施機関が非公開とした情報は、旧条例第11条第3号に該当し、ただし書のいずれにも該当しないから、公開しないことができる情報であると判断する。

(4) 結論

実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした部分のうち、別表2に掲げる情報については公開すべきであるが、その余の部分については、実施機関の決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表1

本件 文書	構 成	非公開部分
①	病院開設許可事項中一部変更許可申請書（平成9年5月8日）	印影、変更概要
②	入院患者数調べ	実績、予想数、対前年度比、予想数算出根拠
③	外来患者数調べ	実績、予想数、対前年度比、予想数算出根拠
④	調剤数調べ	実績、予想数、対前年度比、予想数算出根拠
⑤	医師・薬剤師・看護婦等勤務従事者名簿	全部（資格、氏名、住所、生年月日、年齢、免許番号、登録年月日、担当科名、勤務曜日等）
⑥	病院開設許可事項中一部変更許可申請書（平成7年6月20日）	印影、変更概要
⑦	新旧対照表	変更箇所室名・変更前・後室名、変更内容
⑧	各室の概要	用途病室番号、一室の床面積
⑨	建物平面図（新旧）	全部（構造設備の変更に係る新旧の平面図）

別表2

本件 文書	構 成	公開すべき部分
⑤	医師・薬剤師・看護婦等勤務従事者名簿	番号、資格、登録年月日、区分、担当科名、勤務日、勤務時間、一週間の勤務時間数、常勤者の勤務時間数、小数2位、現在の勤務場所（所在地）及び備考
⑥	病院開設許可事項中一部変更許可申請書（平成7年6月20日）	変更概要のうち、建物別名称及び階別

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
10. 6. 18	諮問書の受理
10. 7. 31	実施機関の理由説明書の受理
10. 9. 21	異議申立人の意見書の受理
11. 4. 28	審議 (第96回審査会)
13. 5. 23	審議 (第123回審査会) 実施機関から非公開理由の聴取
13. 11. 28	審議 (第128回審査会)
13. 12. 26	審議 (第129回審査会)

(参考)

千葉県情報公開審査会委員

氏名	現職	備考
岩間 昭道	千葉大学教授	
岡部 文彦	弁護士	
鶴岡 稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	委員長
福武 公子	弁護士	
藤井 俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成13年12月26日現在)